

知的財産を取り巻く環境とリスクについて

産業・社会の「デジタル化」「脱炭素化」とともに"製造業のサービス産業化(*1)"が進むなか、企業にとっての知的財産の重要性が一層注目されています。

そうした変化のなか、知的財産権の侵害やそのおそれに関連するリスクが顕在化しています。リスク 転嫁する手段として、知的賠償責任保険の活用をお勧めします。

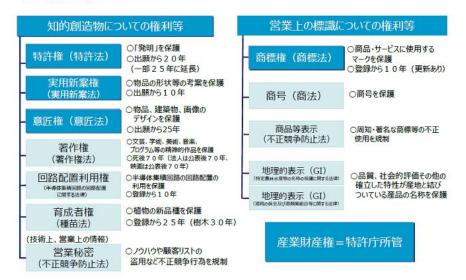
(*1) 製造業の企業が、製品と結びつけた形でサービス事業を行い、収益に占めるサービス事業の割合が増えること等

1. 知的財産とは

- ✓ 知的財産は、様々な法律で保護されております。
- ✓ 知的財産として、知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等)や営業秘密・ ノウハウ・ブランドなどがあります。
- ✓ 営業ノウハウ等は、「営業秘密」として不正競争防止法により不正競争行為が規制されています。
- ✓ 例えば、コンテンツ産業の発展のためには、海賊版対策など著作権の保護が重要です。

知的財産の種類

(出典) 特許庁HP



2. 知的財産を取り巻く環境について

商慣習の変化

・ 特許を侵害して製品を作ったメーカーだけでなく、製品を 使ったり販売したりした企業も提訴されています。

狙われる知的財産

・米国ではいわゆる「パテント・トロール」を原告とする訴訟 が頻発しています。

高額な賠償金

2020年特許法の改正で、被害者が「ライセンス料」の相当額を賠償請求できることで、高額の賠償金が請求されるようになる可能性が増大しています。

3.知的財産の侵害訴訟事例

玉	判決日	損害賠償額	内容
			概要:家具製造業者による特許権の侵害訴訟
本	2020年 9月	3億8,122万円	被告が製造・販売する複数の製品が、原告の保有する複数の特許権を侵害しているとして提訴。一部の被告製品に対して原告の特許権を侵害していると判断し3億8,122万円の損害賠償を認めた。また、一部の被告製品に対しては、販売・輸入を禁じ、現製品を廃棄することを命じた。
			概要:美容機器販売業者による特許権の侵害訴訟
日本	2020年 2月	4億4,000万円	被告が製造・販売する複数の製品が、原告が保有する「美容器」の特許権を侵害しているとして提訴。第一審では特許権の侵害があると判断され、1億1,000万円の損害賠償が認められたものの、原告は損害賠償の額を不服として控訴。本控訴審において、4億4,000万円の損害賠償を認め、侵害が認められた複数の被告製品の譲渡を禁じ、それらの製品を廃棄することを命じた。
			概要:製造業者による特許権の侵害訴訟
中国	2017年 4月	8,000万人民元 (約12億 6,580万円)	被告の製品が、原告の保有する「表示処理方法及びユーザ設備」 に関する発明を侵害しているとして提訴。原告は十分に損害額の 立証ができなかったものの、被告はスマートフォンの製造、販売 領域にて全世界のリーダー的地位にあり、販売した端末の数量・ タイプ・継続期間の長さ・販売金額及び利潤も巨額であることを 勘案し、法定賠償最高限度額以上の賠償額とすべきであるとして 8,000万人民元(約12億6,580万円)の損害賠償を認めた。

4.知的財産の侵害訴訟による発生するリスク

知的財産リスクは、年々増加しており、以下3つの観点でリスクに備える必要がございます。

く賠償リスク>

第三者の知的財産権を侵害した場合や知的財産権に関するライセンス契約等の契約上の責任に対して生じる 法律上の賠償責任に対し、備える必要があります。

く争訟リスク>

争訟対応時に、信頼して委任できる弁護士・弁理士ネットワークを活用し、高額になる可能性のある訴訟に 備える必要があります。

<回収費用発生リスク>

貴社が第三者の知的財産権を侵害したことに伴う貴社製品の回収費用が発生した場合に備える必要があります。

上記3つのリスクに備えた知的財産権をカバーする知的賠償責任保険があります。 オーダーメイド型の商品であるため、個々のご契約ごとに補償条件を決定します。 銀泉では、お客さまのビジネスを取り巻く環境を踏まえ、ニーズにあった補償条件を 提案させて頂きます。

【お問合せ先】

銀泉株式会社 URL:https://www.ginsen-gr.co.jp

◆東京損害保険推進部

担当:成川 E-mail:masaki-narikawa@ginsen-gr.co.jp

〒105-0022 東京都港区海岸一丁目2番20号汐留ビルディング

TEL 03-6777-7015



